行政 Information

原子力防災訓練を行います

問 防災危機管理課（☎65-6555）

福井県の美浜発電所で原子力災害が発生したとの想定で、滋賀県と共同で原子力防災訓練を実施します。

【日　時】7月12日（日）7時30分から

【訓練の流れ】

○7時30分～7時40分

市内全域での屋内退避訓練※

・防災行政無線で放送します。

開始「原子力防災訓練を開始します。市民のみなさんは自宅の中など屋内に避難してください」

終了「原子力防災訓練を終了します」

※屋内退避とは、放射性物質が拡散した場合に、自宅など建物の中に避難して、被ばくを防ぐ行動です。

○7時45分～

余呉地域のみ　避難訓練

・防災行政無線で放送します。

「訓練参加のみなさんは、直ちに避難集合場所に集合してください」

・自治会単位で避難集合場所に集合し、バスで長浜ドームまで避難します。長浜ドームでは、スクリーニング訓練、原子力防災研修を行います。

▲昨年の避難行動の様子

行政 Information

国民年金免除制度のお知らせ

問 保険医療課（☎65-6516）
彦根年金事務所（☎0749-23-1114）

国民年金には、経済的な理由で保険料の納付が困難な場合、免除または猶予される制度があり、2年間までさかのぼって申請できます。

①保険料申請免除（1／4～全額）

本人・配偶者・世帯主の前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると保険料の全額または一部が免除されます。（承認期間は原則7月～翌年6月）

※一部免除の場合、保険料の納付がないと未納扱いになります。

②若年者納付猶予

30歳未満で、本人・配偶者の前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると保険料の納付が猶予されます。（承認期間は原則7月～翌年6月）

③学生納付特例

学生で、本人の前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると保険料の納付が猶予されます。（承認期間は原則4月～翌年3月）

保険料の免除・猶予を希望する場合は、左記のとおり申請してください。

申請方法

【持ち物】年金手帳、印鑑

※離職票や課税証明書が必要な場合もあります。

【申請窓口】

保険医療課（東館1階）

北部振興局福祉生活課・各支所

彦根年金事務所（彦根市外町）

行政 Information

節電にご協力ください

問 環境保全課（☎65-6513）

一人ひとりが少しずつ節電を意識することでエネルギーの消費が抑制でき、電力の安定供給や地球温暖化防止効果が見込まれます。この夏も、無理をせず気軽に取り組める節電にご協力ください。

家庭でできる日常的な節電例

		節電効果（削減率）
エアコンで節電	・室内温度は28℃を心がける ・フィルターの掃除はこまめにする ・室外機の周りに物を置かない	10%
扇風機で節電	・エアコンを消し、扇風機を使用する ※体調を崩さないよう、無理のない範囲で行ってください。	50%
日差しを和らげて節電	・グリーンカーテンや、すだれを設置し、日差しを和らげる	10%
照明で節電	・照明器具の掃除で明るさアップ・不要な照明を消す	5%
テレビで節電	・見ないときは主電源から消す ・画面を掃除する ・画面モードを省エネモードにする	2%
冷蔵庫で節電	・開ける時間を短くする ・物を詰め込みすぎない ・設定を「強」から「中」に変える	2%

行政 Information

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金が支給されます

問 社会福祉課（☎65-6536）

戦後70年にあたり、今日の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表するため、戦没者等の遺族に特別弔慰金（記名国債）が支給されます。この度の第10回特別弔慰金は、償還額が年5万円に増額され、5年分の国債が交付されます。

【支給対象者】

戦没者等の死亡当時の遺族で、平成27年4月1日（基準日）において、公務扶助料や遺族年金等を受ける人がいない場合に、次の順番による先順位の遺族一人に支給されます。

1. 基準日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の ①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

4. 1から3以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪等）

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた人に限ります。

【支給内容】

額面25万円、5年償還の記名国債

【請求期日】

平成30年4月2日まで

※請求期日を過ぎると特別弔慰金を受けることができなくなります。

【説明会の開催】

請求手続き等について説明会を行います。請求に必要な戸籍などは条件により異なりますので、確認が必要な人はお越しください。

会場の指定はありません。いずれも14時～16時です。

7月13日(月)　公立木之本公民館
14日(火)　市役所本庁舎　多目的ルーム
15日(水)　六荘公民館
16日(木)　神照公民館
17日(金)　虎姫支所
18日(土)　市役所本庁舎　多目的ルーム
21日(火)　西浅井公民館
22日(水)　南郷里公民館
23日(木)　西黒田公民館
24日(金)　びわ公民館
27日(月)　高月支所
28日(火)　余呉支所
30日(木)　浅井支所
31日(金)　湖北支所

【持ち物】

筆記用具、前回の特別弔慰金受給者の裁定通知書（なくても可）

【問合せ・請求窓口】

社会福祉課〈西館1階〉

北部振興局福祉生活課　各支所

行政 Information

しょうがい者相談員にご相談ください

問 しょうがい福祉課（☎65-6518）

各相談員は、市長から委託を受け、しょうがいのある人の日常の相談に応じたり、関係機関に連絡をとるなど、指導や助言を行います。お気軽にご相談ください。

身体しょうがい者相談員（任期　平成29年3月31日まで）					
富岡　勝美	国友町	☎62－5659	横田二三子	中野町	☎73－2843
尾本　清子	相撲町	☎63－8915	北村マサエ	中野町	☎73－3275
酒井　なつ	朝日町	☎62－1829	饗場喜代子	大井町	☎73－2755
中尾　廣司	鳥羽上町	☎62－1746	角川　和子	湖北町速水	☎78－2366
藤居　脩	十里町	☎62－7570	赤尾　保夫	高月町保延寺	☎85－4679
松村　吉洋	三田町	☎74－0251	藤田　武一	木之本町金居原	☎84－0216
三田　俊雄	大路町	☎74－0661	脇坂　保生	木之本町川合	☎82－2738
北川　正子	細江町	☎72－4615	西田　清信	余呉町池原	☎86－3250
八若　久男	下八木町	☎72－3443	大澤　治子	余呉町下余呉	☎86－2778
知的しょうがい者相談員（任期　平成29年3月31日まで）					
田中千恵子	小堀町	☎62－0644	北山　唯夫	高月町馬上	☎85－2367
高橋　静生	鍛冶屋町	☎76－0770	五嶋　治朗	木之本町木之本	☎82－2138
髙橋　勲	細江町	☎72－3015	布施　紘一	余呉町坂口	☎86－2836
大塚　浩司	大寺町	☎73－2049	川西　正宏	西浅井町集福寺	☎88－0987
松田裕香子	湖北町尾上	☎79－0676			